

「金融サービス仲介業の利活用に向けた要望」に関するアンケート調査結果

2026 年 10 月 19 日

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会

本協会（JFIM）は、[別紙「金融サービス仲介業の利活用に向けた要望」](#)（金融商品・サービスの取扱い範囲の拡大及び金融サービス仲介業者に対する規制の見直し）の実現のため、2026 年 7 月 6 日（月）から同年 8 月 7 日（金）に Web アンケート調査を実施しました。次のとおり、[46 者（事業者・個人）](#)、[1,102 件（延べ）](#)の意見・要望が寄せられました。

I. 金融サービス仲介業制度（全般）

Q 1 既存の仲介業¹ではなく、金融サービス仲介業²（以下「金サ業」という。）を選択・登録された理由、検討されている理由を教えてください。

（複数回答）【回答 34 社・50 件】

- | | | |
|--|------|-------|
| ① 所属制が不採用で金融機関からの直接の指導監督がなく、独立的な立場を活かしたビジネスモデルを構築・展開しやすい | 14 件 | (28%) |
| ② 複数の金融機関の多種多様な金融商品・サービスを取扱う場合、総合的なリスク・顧客管理、効率的な社内体制が構築できる | 14 件 | (28%) |
| ③ 独立的な立場、ワンストップで、個人・ファミリーのライフプラン、法人のニーズに適った総合的な金融商品・サービスの提供・品揃えができる | 6 件 | (12%) |
| ④ BPO 事業者として、金融機関に対し、ワンストップで複数の業種・業務のより良質な金融商品・サービスの提供ができる | 11 件 | (22%) |
| ⑤ その他（ 既存事業の店舗網と金融機関等の専門性を組合せたビジネスモデルに適した制度 、 銀行代理業に | 5 件 | (10%) |

¹ 銀行代理業者、保険募集人、金融商品仲介業者及び貸金業者（媒介業者）

² 別添参考「金融サービス仲介業の概要」、「既存の金融仲介業者と金融サービス仲介業者との主な規制比較」参照

比べて登録要件が軽い、取引先からの要請)

Q 2 金サ業ではなく、既存の仲介業を選択・登録等された理由を教えてください。(複数回答)【回答 8 社・14 件】

- | | | |
|--|-----|-------|
| ① 金融サービス仲介業者（以下「金サ業者」という。）に対して金融商品・サービスを提供する金融機関が少ない | 1 件 | (7%) |
| ② 取り扱うことができる金融商品・サービスが多く、充実している | 5 件 | (35%) |
| ③ 金融機関からの商品説明資料・システムの提供、社員教育・資格取得の支援等が充実している | 4 件 | (28%) |
| ④ 保証金の供託がない。また、「三つの防衛線」の各部門の整備、業務経験者の配置その他の登録要件を満たすための体制整備の負担が軽い | 1 件 | (7%) |
| ⑤ 代申制度により当局への登録・届出の申請のサポートが得られ、負担が少ない | 2 件 | (14%) |
| ⑥ その他（当時金融サービス仲介業制度がなかった） | 1 件 | (7%) |

Q 3 現在のところ、金サ業は、顧客の利用、事業者の参入が進んでいません。原因は何にあると考えられますか。(複数回答)

【回答 36 社・76 件】

- | | | |
|--|------|-------|
| ① 取り扱うことができる金融商品・サービスに限られている ³ | 24 件 | (31%) |
| ② 金サ業者に対して金融商品・サービスを提供する金融機関が少ない | 15 件 | (19%) |
| ③ 銀行や証券会社、保険会社、資金移動業者、クレジットカード等との API 連携が進んでいない | 12 件 | (15%) |
| ④ 保証金の供託、「三つの防衛線」の各部門の設置、業務経験者の配置その他の登録要件を満たすための体制整備の負担が重い | 24 件 | (31%) |
| ⑤ その他（BPO 業務であっても、いわゆる「名乗り」義務がある） | 1 件 | (1%) |

³ 金サ業者は、「顧客に対し高度に専門的な説明が必要な金融商品・サービス」は取扱うことができず、業務分野ごとに、商品設計の複雑さ、日常生活への定着度、既存の仲介業者における取扱い等を総合的に勘案して定められている。別添参考「金融サービス仲介業の概要」7～9 頁

Ⅱ. 要望事項

Ⅱ－１ 金融商品・サービスの取扱い範囲の拡大

１. 保険媒介業務（保険分野）

Ｑ４ 金サ業（保険媒介業務）の登録、検討をされなかった理由を教えてください。（複数回答）【回答 23 社・40 件】

- | | | |
|--|------|-------|
| ① 保険商品の取扱い又は検討自体を行っていない | 8 件 | (20%) |
| ② 自社又はグループ会社において、既に保険代理店として保険商品を取り扱っており、金サ業で取り扱う必要性が乏しい | 5 件 | (12%) |
| ③ 金サ業者が取り扱うことができる保険商品 ⁴ 自体が極めて限られており、顧客ニーズ（ <u>潜在的顧客ニーズを含む。以下同じ。</u> ）に十分対応できない | 14 件 | (35%) |
| ④ 保険金の上限額が定められ取扱うことができる保険商品が極めて限られており、顧客ニーズに十分対応できない | 13 件 | (32%) |
| ⑤ その他 | 0 件 | (－) |

Ｑ５ 金サ業（保険媒介業務）ではなく、保険代理店として保険商品を取り扱われている理由、検討されている理由を教えてください。

（複数回答）【回答 9 社・17 件】

- | | | |
|--|-----|-------|
| ① 取り扱うことができる保険商品・サービスが多く、充実している | 8 件 | (47%) |
| ② 保険会社からの商品説明資料・システムの提供、社員教育・資格取得の支援等が充実している | 3 件 | (17%) |
| ③ 保証金の供託がない。また、「三つの防衛線」の各部門の設置、業務経験者の配置その他の登録要件を満たすための体制整備の負担が軽い | 2 件 | (11%) |
| ④ 代申制度により当局への登録・届出の申請のサポートが得られ、負担が少ない | 2 件 | (11%) |
| ⑤ 他に代わる仲介業制度がない（金サ業には魅力がない） | 2 件 | (11%) |
| ⑥ その他 | 0 件 | (－) |

⁴ Ｑ６、７参照

Q 6 金サ業者が取扱うことができない保険商品のうち、どの保険商品に顧客のニーズはありますか、見込まれますか。(複数回答)

【回答 20 社・44 件】

- | | |
|--------------------------------------|------------|
| ① 変額保険・変額年金保険 | 7 件 (15%) |
| ② 外貨建保険・外貨建年金保険 | 6 件 (13%) |
| ③ 終身保険 (死亡保険) | 8 件 (18%) |
| ④ 火災保険 (建物に係る火災保険、火災保険に付帯して加入する地震保険) | 11 件 (25%) |
| ⑤ 法人・個人事業主向け保険 | 12 件 (27%) |
| ⑥ その他 | 0 件 (—) |

Q 7 保険金の上限額が定められていて、金サ業者は、次表にある保険商品は事実上取扱うことができません。上限額が撤廃又は引き上げられれば、どの保険商品に顧客のニーズがより生じると考えますか。(6 つまで)

1. 生命保険 (上限額 : 1,000 万円) 【回答 19 社・42 件】

死亡保険 (定期)	13 件 (30%)	定期保険	9 件 (21%)	養老保険	2 件 (4%)
収入保障年金	5 件 (11%)	学資保険・こども保険	6 件 (14%)	個人年金保険	7 件 (16%)

2. 第三分野保険 (上限額 : 600 万円) 【回答 19 社・21 件】

医療保険	8 件 (38%)	がん保険	8 件 (38%)	傷害保険	1 件 (4%)
介護保険	2 件 (9%)	就業不能保険	2 件 (9%)		

3. 損害保険 (上限額 : 2,000 万円) 【回答 19 社・22 件】

火災保険 (家財保険)	9 件 (40%)	自動車保険	7 件 (31%)	個人賠償責任保険	3 件 (13%)
旅行保険	3 件 (13%)				

Q 8 Q 7 のご回答を踏まえ、保険金の上限額は、どの程度の金額であれば、個人・ファミリーのライフプランに適った保険商品の提案が可能となりますか。

Q 8 - 1 生命保険の保険金の上限額【回答 19 社・20 件】

① 撤廃	10 件 (50%)
② 1 億円	7 件 (35%)
③ 5,000 万円	1 件 (5%)
④ 3,000 万円	0 件 (—)
⑤ その他 (5,000 万円に引上げ後に段階的に撤廃、一律の金額ではなく「被保険者が扶養者の場合は年収の 15 倍程度、被扶養者の場合は 1,000 万円まで」とすべき)	2 件 (10%)

Q 8 - 2 第三分野の保険金の上限額【回答 18 社・18 件】

① 撤廃	10 件 (55%)
② 1 億円	6 件 (33%)
③ 5,000 万円	2 件 (11%)
④ 3,000 万円	0 件 (—)
⑤ その他	0 件 (—)

Q 8 - 3 損害保険の保険金の上限額【回答 17 社・17 件】

① 撤廃	14 件 (82%)
② 1 億円	2 件 (11%)
③ 5,000 万円	1 件 (5%)
④ 3,000 万円	0 件 (—)
⑤ その他	0 件 (—)

2. 預金等媒介業務（銀行分野）

Q 9 個人向けカードローン（以下「カードローン」という。）の取扱いの解禁を要望しています。金サ業者がカードローンを取扱うことにより、多重債務問題が生じるとの懸念が指摘されています。どうお考えになりますか。【回答 27 社・27 件】

- | | | |
|--|------|-------|
| ① カードローンの取扱いについて、顧客ニーズがあり、解禁に賛成する | 14 件 | (51%) |
| ② 広告・勧誘規制、適合性確認、対象顧客の限定その他の適切な顧客保護措置を前提として、解禁に賛成する | 11 件 | (40%) |
| ③ 顧客ニーズは乏しく、又は多重債務問題への懸念が大きいため、解禁に反対する | 1 件 | (3%) |
| ④ その他（審査機能が働くか疑問） | 1 件 | (3%) |

Q 10 外貨預金について、顧客のニーズがあり為替リスクが認識されている商品で、より顧客利便が向上するよう、取扱制限（金サ業者が取扱うことができる外貨預金は、外貨のまま出金、送金ができるものに限る。）の撤廃を要望しています。どうお考えになりますか。

【回答 27 社・27 件】

- | | | |
|---------------------------------|------|-------|
| ① 顧客ニーズがあり為替リスクは認識されており、撤廃に賛成する | 26 件 | (96%) |
| ② 顧客ニーズは乏しく為替リスクがあり、撤廃には反対する | 1 件 | (3%) |
| ③ その他 | 0 件 | (—) |

Q 11 金サ業者が行う貸付媒介業務について、中小企業、スタートアップ企業等の資金繰り支援、事業性融資⁵の推進の後押しとなるよう、「媒介先金融機関に『政府関係金融機関⁶』の追加」、「事業者向け貸付に係る制限の撤廃」を要望しています。どうお考えになりますか。

【回答 25 社・25 件】

- | | | |
|--|------|-------|
| ① 政府関係金融機関の提供するローン商品及び現状取扱いが制限されている事業者向け貸付商品のいずれについても、顧客ニーズがある | 15 件 | (60%) |
|--|------|-------|

⁵ 不動産担保や経営者保証によらず、事業の実態や将来性に着目した融資

⁶ 日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫

- | | | |
|--|-----|-------|
| ② 少なくとも政府関係金融機関の提供するローン商品について、顧客ニーズがある | 5 件 | (20%) |
| ③ 少なくとも現状取扱いが制限されている事業者向け貸付商品について、顧客ニーズがある | 3 件 | (12%) |
| ④ いずれについても顧客ニーズは乏しいと考える | 2 件 | (8%) |
| ⑤ その他 | 0 件 | (一) |

3. 有価証券等仲介業務（証券分野）

個人投資家の資産運用の選択肢を広げ、個人の安定的な金融資産形成の実現、資産運用サービスの高度化に向けて、次の金融商品・サービスの解禁等を要望しています。どうお考えになりますか。

Q12 貸付型ファンドの取扱いの解禁【回答 20 社・20 件】

- | | | |
|----------------------|------|-------|
| ① 顧客ニーズがあり、解禁に賛成する | 18 件 | (90%) |
| ② 顧客ニーズは乏しく、解禁には反対する | 2 件 | (10%) |
| ③ その他 | 0 件 | (一) |

Q13 取り扱うことができるセキュリティトークンの拡大【回答 22 社・22 件】

- | | | |
|----------------------|------|-------|
| ① 顧客ニーズがあり、拡大に賛成する | 20 件 | (90%) |
| ② 顧客ニーズは乏しく、拡大には反対する | 2 件 | (9%) |
| ③ その他 | 0 件 | (一) |

Q14 投資顧問契約・投資一任契約の締結の媒介に係る取扱制限⁷の撤廃【回答 19 社・19 件】

- | | | |
|--------------------|------|-------|
| ① 顧客ニーズがあり、撤廃に賛成する | 16 件 | (84%) |
|--------------------|------|-------|

⁷ 金サ業者が媒介できるのは「有価証券等仲介業務の対象となる有価証券の売買等の取引及び取扱いに係る投資判断に関し助言を行うもの又は当該投資判断に基づき投資を行う契約」であり、高度に専門的な説明を必要とする有価証券の売買等の取引・取扱いに係るものは除かれる（取扱制限）。

- | | | |
|----------------------|-----|-------|
| ② 顧客ニーズは乏しく、撤廃には反対する | 3 件 | (15%) |
| ③ その他 | 0 件 | (－) |

4. 信託媒介業務の追加、信託商品の取扱いの解禁

Q15 JFIM 及び一般社団法人信託協会では、新たに業務の種別に「信託媒介業務」を加え、信託商品（元本補填付きの合同運用指定金銭信託及び実績配当型の金銭信託）の取扱いの解禁を要望しています。どうお考えになりますか。【回答 26 社・26 件】

- | | | |
|--|------|-------|
| ① 信託商品について顧客にニーズが存在する（又は見込まれる）ため、元本補填付きの合同運用指定金銭信託及び実績配当型の金銭信託に限らず広く解禁すべきである | 16 件 | (61%) |
| ② 少なくとも元本補填付きの合同運用指定金銭信託及び実績配当型の金銭信託については、顧客にニーズが存在する（又は見込まれる）ため、解禁すべきである | 5 件 | (19%) |
| ③ 現時点では顧客及び取扱事業者（当社）のニーズは乏しく、解禁には慎重であるべきである | 5 件 | (19%) |
| ④ その他 | 0 件 | (－) |

Ⅱ－2 金融サービス仲介業者に対する規制の見直し

1. 顧客情報の利活用の促進

Q16 金サ業者において、業務横断的に顧客情報を適切に利活用できるよう、手続面を含め、顧客同意に係る要件の在り方の見直しを要望しています。どうお考えになりますか。【回答 32 社・32 件】

- | | | |
|--|------|-------|
| ① 業務分野間又は兼業業務との間における顧客情報の利活用について、現行規制 ⁸ （あらかじめ、顧客から書面その他の適切な方法による顧客の同意を得なければならない）が業務上の支障・負担となっており、見直しが必要である | 24 件 | (75%) |
|--|------|-------|

⁸ 例えば、金サ業者（預金等媒介業務及び有価証券等仲介業務の登録を受けた者）が、預金等媒介業務で取扱う顧客情報について、顧客から書面その他の適切な方法による顧客の同意を得なければ、有価証券等仲介業務及び兼業業務に利用できず、また、同様に顧客の同意を得なければ、兼業業務で取扱う顧客情報は、預金等媒介業務及び有価証券等仲介業務に利用できない。

- | | | |
|--|-----|-------|
| ② 現行規制による支障・負担は一定程度あるが、見直しの範囲又は方法については、慎重な検討が必要である | 5 件 | (15%) |
| ③ 現行規制による支障・負担は限定的であり、現状維持で差し支えない | 3 件 | (9%) |
| ④ その他 | 0 件 | (－) |

2. 銀行や証券会社等との API 連携の推進

Q17 銀行法に規定がある「銀行の参照系 API」を除いて、銀行、証券会社、保険会社、資金移動業者、クレジットカード等と事業者・外部サービスの API 連携は、参照系・更新系ともにあまり進んでいません。原因は何にあると考えられますか。(複数回答)【回答 30 社・75 件】

- | | | |
|---|------|-------|
| ① 金融機関がそもそも API を提供していない | 15 件 | (20%) |
| ② 金融機関との API 接続のビジネス交渉・セキュリティチェック・契約が難しい | 23 件 | (30%) |
| ③ 金融機関の API の仕様が標準化されてなく開発投資が難しい | 22 件 | (29%) |
| ④ 金融機関の API でできる機能が顧客ニーズを満たしてなく接続メリットが乏しい | 7 件 | (9%) |
| ⑤ 銀行では API によるデータ提供に係る努力義務が課されているが、証券会社や、保険会社、資金移動業者、クレジットカードでは、同義務は課されていない | 8 件 | (10%) |
| ⑥ その他 | 0 件 | (－) |

3. 保証金の供託義務の緩和

Q18 金融機関指向型⁹の金サ業者について、金融機関との契約において適切な損失分担の方法を定めることにより、保証金の供託義務の免除を要望しています。どうお考えになりますか。【回答 34 社・34 件】

- | | | |
|---|------|-------|
| ① 金融機関指向型の金サ業者にとどまらず金サ業者全般について、保証金の供託義務は過重であり、金融機関との契約による損失分担その他の代替手段 ¹⁰ を認めるべきである | 18 件 | (52%) |
|---|------|-------|

⁹ 主として金融機関と連携・適切な役割分担の下で業務を提供する金サ業者

¹⁰ 現行制度では「保証委託契約（当局から命令があった場合に金融機関が金サ業者に代わって保証金を供託する内容の契約）」、「金融サービス仲

- | | | |
|--|-----|-------|
| ② 金融機関指向型の金サ業者に限定して、金融機関との契約による損失分担代替手段を認めるべきである | 5 件 | (14%) |
| ③ 現行制度の下で実際の支障・負担は感じるが、どの代替手段が適切かは判断が難しい | 8 件 | (23%) |
| ④ 現行の保証金供託義務を維持すべきである | 2 件 | (5%) |
| ⑤ その他（保証委託契約、金融サービス仲介業者損害賠償責任保険契約の情報が少なく、周知すべき） | 1 件 | (2%) |

4. 顧客への情報提供義務（顧客からの求めに応じた手数料等の開示¹¹⁾）の緩和

Q19 金融機関指向型の金サ業者については、顧客からの求めに応じた手数料等（以下、単に「手数料等」という。）の開示義務の撤廃が適当であると要望しています。どうお考えになりますか。【回答 32 社・32 件】

- | | | |
|--|------|-------|
| ① 手数料等の開示義務は実務上の負担・影響が大きく、見直し又は撤廃が必要である | 18 件 | (56%) |
| ② 金融機関指向型の金サ業者に限るなど、一定の範囲で見直し又は簡素化を行うべきである | 8 件 | (25%) |
| ③ 現行義務による負担感・影響はあるが、具体的にどの範囲で見直すかは判断が難しい | 5 件 | (15%) |
| ④ 現行の開示義務を維持すべきである | 1 件 | (3%) |
| ⑤ その他 | 0 件 | (—) |

5. 契約締結前交付書面（前書面）の交付義務の緩和

Q20 契約締結前交付書面（前書面）について、証券会社等が前書面の交付¹²⁾を行った場合には、金サ業者による前書面の交付義務の撤廃を要望しています。どうお考えになりますか。【回答 30 社・30 件】

- | | | |
|---|------|-------|
| ① 前書面の交付義務について、現行規制が業務上の支障・負担となっており、見直しが必要である | 27 件 | (90%) |
|---|------|-------|

金サ業者損害賠償責任保険契約（損害保険会社等が提供する損害賠償責任保険）」により保証金の供託義務が免除されるが、活用が進んでいない。

¹¹ 金サ業者は、顧客から求められたときは、顧客から受領する手数料等のみならず、金融機関 から受領する手数料等を含む、金融サービス仲介業務に関して受領する手数料等及び事業年度毎に金融機関から受領した手数料等総額に占める顧客の取引に係る金融機関から受領した手数料等合計額の割合を明示しなければならない。

¹² 法令上「契約締結前の情報の提供」となっていますが、分かりやすさの観点から「前書面の交付」としています。

- | | | |
|--|-----|-------|
| ② 現行規制による支障・負担は一定程度あるが、見直しの範囲又は方法については、慎重な検討が必要である | 2 件 | (6%) |
| ③ 現行規制による支障・負担は限定的であり、現状維持で差し支えない | 1 件 | (3%) |
| ④ その他 | 0 件 | (－) |

6. 契約締結時交付書面（時書面）の交付義務の撤廃

Q21 契約締結時交付書面（時書面）の交付義務¹³の撤廃を要望しています。どうお考えになりますか。【回答 31 社・31 件】

- | | | |
|--|------|-------|
| ① 時書面の交付義務について、現行規制が業務上の支障・負担となっており、見直しが必要である | 28 件 | (90%) |
| ② 現行規制による支障・負担は一定程度あるが、見直しの範囲又は方法については、慎重な検討が必要である | 2 件 | (6%) |
| ③ 現行規制による支障・負担は限定的であり、現状維持で差し支えない | 1 件 | (3%) |
| ④ その他 | 0 件 | (－) |

7. 金サ業者の体制整備の柔軟化

新規参入事業者において、「三つの防衛線」の各部門の設置、業務経験者の配置その他の登録要件を満たすための体制整備の負担が重く、金サ業者の体制整備の柔軟化を要望しています。

7－1 人材の確保の緩和

Q22－1 預金等媒介業務（銀行分野）の登録、検討にあたって、法令等遵守統括責任者及び法令等遵守責任者の配置の負担が大きいとの指摘があります。かかる指摘について、どうお考えになりますか。【回答 32 社・32 件】

- | | | |
|---|------|-------|
| ① 法令等遵守統括責任者等の配置要件について、現行規制が業務上の支障・負担となっており、見直しが必要である | 19 件 | (59%) |
| ② 現行規制による支障・負担は一定程度あるが、見直しの範囲又は方法については、慎重な検討が必要である | 9 件 | (28%) |
| ③ 現行規制による支障・負担は限定的であり、現状維持で差し支えない | 4 件 | (12%) |
| ④ その他 | 0 件 | (－) |

¹³ 法令上「契約締結時の情報の提供」となっていますが、分かりやすさの観点から「時書面の交付」としています。

Q22-2（Q22-1において①又は②と回答された方）現行規制において支障・負担があると感じているのは、以下のいずれでしょうか。あてはまるものを全てお選びください。（複数回答）【回答 27 社・40 件】

- | | | |
|---|------|-------|
| ① 預金等媒介業務の貸付媒介業務を行うにあたって営業所等に配置する法令等遵守統括責任者及び法令等遵守責任者に貸付け業務経験が求められる | 23 件 | (57%) |
| ② 法令等遵守統括責任者及び法令等遵守責任者については、雇用関係にある者と限定されている（派遣又は委任の方法による配置は認められていない） | 17 件 | (42%) |
| ③ その他 | 0 件 | (－) |

Q23-1 貸金業貸付媒介業務（貸金分野）の登録、検討にあたって、役員及び営業所等の業務経験者の選任・配置の負担が大きいとの指摘があります。かかる指摘について、どうお考えになりますか。【回答 29 社・29 件】

- | | | |
|---|------|-------|
| ① 役員及び営業所等の業務経験者の選任・配置要件について、現行規制が業務上の支障・負担となっており、見直しが必要である | 27 件 | (93%) |
| ② 現行規制による支障・負担は一定程度あるが、見直しの範囲又は方法については、慎重な検討が必要である | 0 件 | (－) |
| ③ 現行規制による支障・負担は限定的であり、現状維持で差し支えない | 2 件 | (6%) |
| ④ その他 | 0 件 | (－) |

Q23-2（Q23-1において①又は②と回答された方）現行規制において支障・負担があると感じているのは、以下のいずれでしょうか。あてはまるものを全てお選びください。（複数回答）【回答 26 社・60 件】

- | | | |
|---|------|-------|
| ① 常務に従事する役員（取締役）の選任・配置は、コスト負担に加え、会社全体の業務運営・ガバナンスに支障をきたす | 20 件 | (33%) |
| ② 常務に従事する役員に貸付け業務経験年数 3 年が求められる | 23 件 | (38%) |
| ③ 各営業所等に配置する常勤の役職員に貸付け業務経験年数 1 年が求められる | 17 件 | (28%) |
| ④ その他 | 0 件 | (－) |

Q24－１ 有価証券等仲介業務の登録にあたり配置が求められる役員は取締役とされ、執行役員が認められておらず、負担が大きい、会社全体の業務運営・ガバナンス態勢の構築に支障をきたすとの指摘があります。かかる指摘について、どうお考えになりますか。【回答 29 社・29 件】

- | | | |
|--|------|-------|
| ① 有価証券等仲介業務に係る役員の要件について、現行規制が業務上の支障・負担となっており、見直しが必要である | 23 件 | (79%) |
| ② 現行規制による支障・負担は一定程度あるが、見直しの範囲又は方法については、慎重な検討が必要である | 3 件 | (10%) |
| ③ 現行規制による支障・負担は限定的であり、現状維持で差し支えない | 3 件 | (10%) |
| ④ その他 | 0 件 | (－) |

Q24－２（Q24－１において①又は②と回答された方）現行規制の見直しが必要と感じているのは、以下のいずれでしょうか。あてはまるものを全てお選びください。（複数回答）【回答 24 社・39 件】

- | | | |
|--|------|-------|
| ① 特に規模が大きな会社ほど、取締役は、主として経営方針、経営計画、戦略目標及び統合的リスク管理態勢等についての役割・責務を担っており、特定の業務（金サ業務）に係る法令等遵守・顧客管理の状況等については、いわゆる執行役員が担う業務運営・ガバナンス態勢が効果的・効率的である | 19 件 | (48%) |
| ② 取締役の選任・配置は、コスト負担に加え、会社全体の業務運営・ガバナンス態勢の構築に支障をきたす | 12 件 | (30%) |
| ③ 取締役に事故があったときに、直ぐに代替できる取締役がいない | 8 件 | (20%) |
| ④ その他 | 0 件 | (－) |

7－２ 「三つの防衛線」の下での組織運営体制の柔軟化

Q25－１ 「三つの防衛線」の下での組織運営体制について、３部門（営業部門（第１線）、内部管理部門（第２線）及び内部監査部門（第３線））の設置等の負担が重いとの指摘があります。かかる指摘について、どうお考えになりますか。【回答 33 社・33 件】

- | | | |
|--|------|-------|
| ① 「三つの防衛線」の下での組織運営体制に係る要件について、現行規制が業務上の支障・負担となっており、見直しが必要である | 13 件 | (39%) |
| ② 現行規制による支障・負担は一定程度あるが、見直しの範囲又は方法については、慎重な検討が必要である | 12 件 | (36%) |
| ③ 現行規制による支障・負担は限定的であり、現状維持で差し支えない | 8 件 | (24%) |

④ その他

0件 (一)

Q25-2 (Q25-1において①又は②と回答された方) 現行規制において支障・負担があると感じているのは、以下のいずれでしょうか。あてはまるものを全てお選びください。(複数回答) 【回答 26社・46件】

① 業務規模・業務内容・業務範囲及びリスク等から見て、独立した内部管理部門(第2線)及び内部監査部門(第3線)の設置は負担が重い 19件 (41%)

② 内部管理部門及び内部監査部門それぞれの部門での専従者の配置は負担が重い 18件 (39%)

③ 内部管理部門及び内部監査部門の業務について、金融機関にこれらの業務を委託することができない(明確ではない) 9件 (19%)

④ その他 0件 (一)

Ⅲ. 上記Ⅱの要望事項以外で、金融サービス仲介業の利活用に向けたご意見・ご要望について【11社・13件】

※ 上記Ⅱの要望事項と同趣旨のものは省略、一部要約。

1. 保険媒介業務(保険分野)

- 乗合代理店との取扱商品の差が大きく、参入メリットが極めて少ない点に加えて、オープンAPIも進んでいない。API基盤の構築には一定の期間を要するため、先行して取扱商品に係るハードルを下げる対策を講じなければ、保険媒介業務への参入事業者を増やすことは難しいと危惧します。

2. 貸付媒介業務(銀行分野)

- 創業から数年以内の事業者の多くは日本政策金融公庫からの融資を希望するケースが多いところ、媒介先金融機関への政府関係金融機関(日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫)の追加、事業者向け貸付に係る制限の撤廃は必須だと考えます。
- 政策金融は、創業、事業承継、災害対応、資金繰り、成長投資等において民間融資を補完する重要な選択肢です。民間金融機関だけを対象とする制度は、顧客に最適な資金調達手段を横断的に提示するという金サ法の目的と矛盾します。日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫など政府関係金融機関を媒介先金融機関に追加するとともに、スタートアップ企業、中小企業等の資金繰り支援等及び事業

性融資の推進のため、事業者向け貸付に係る制限の撤廃は必須と考えます。

- 多くの小規模事業者が「金融機関に相談に行く時間がない」、「心理的ハードルが高い」という理由で、必要な資金調達にアクセスしづらいという構造的な課題が存在し、事業者向け貸付に係る制限を撤廃いただきたい。
- 現在日本の住宅ローンの媒介は、不動産事業者が物件売却と併せて行うケースが主流ですが、借り手への最適な提案は、中立的な立場から媒介されるべきで、金サ法・金サ業者を活用した独立した住宅ローン媒介市場の形成が必要と考えます。

3. 有価証券等仲介業務（証券分野）

- 証券会社への浸透、制度への理解が不足していると思われるので、証券会社に対して周知・広報に努めていただきたい。

4. 金融サービス仲介業者に対する規制の見直し

- 顧客の利便性を高めるため、顧客情報の利活用に係る顧客同意のデジタル化・一元管理や、金融機関等との API 仕様及びセキュリティ審査の標準化について検討いただきたい。
- 顧客保護及び法令等遵守の確保を前提に、取扱商品のリスク、業務規模及び取扱件数等に応じて、責任者の兼務や外部委託等を含む柔軟な社内体制の整備を認めていただきたい。
- 小規模な会社では、「三つの防衛線」の各組織への役員等の責任者の配置は負担が大きく、兼務にならざるを得ない。
- 当局の登録の事前審査において、何をどのレベルまで必要か事前に明示されてなく、大量の質問票への対応に苦慮した。「三つの防衛線」は、小規模事業者にとって極めて負担が大きかった。銀行 API を使った銀行システムへの連携・人が介在しない限定した業務だが、人が業務を行う前提での社内規程等の整備が必要となり、質問票では細かな記載・回答が求められ膨大な時間を要した。

5. 金融機関指向型・BP0 ベンダー

- 金融機関指向型の金サ業者については、顧客保護の確保を前提に、金融機関との契約上の責任分担、デジタル上の記録管理、モニタリング及び監査体制等に応じて、保証金の供託、取締役の配置、「三つの防衛線」に基づく専従体制及び顧客交付書面の交付等の規制が柔軟に適用されることを要望します。

- 銀行における BPO 業務の受託のみを行う事業者（BPO ベンダー）は区分し、「金融機関指向型」として規制緩和を要望します。
- BPO ベンダーについては、顧客に対する金サ業者の商号、名称を明示しないで良いこととしていただきたい。顧客は金融機関に電話をかけたが、商号等を名乗り説明を行うと顧客がとまどい混乱するケースがある（金融機関が BPO ベンダーの利用を躊躇する一因となっている）。

以 上

【凡例】

青字は、ご回答いただいた者数・件数及びご意見・ご要望

【資料】

（別紙） 金融サービス仲介業の利活用に向けた要望

（参考） 「金融サービス仲介業の利活用に向けた要望」に関するアンケート調査結果（取りまとめ）

（参考） 金融サービス仲介業の利活用に向けた取組み【概要】

（参考） 「金サ法のいわゆる 5 年見直しに関する懇談会」 報告書